

平成30年3月16日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年3月16日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、11番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、3月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、村井保夫君。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について。

平成30年3月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第2号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第22号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第6号）。

議案第23号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

議案第24号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第25号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

議案第26号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。

議案第27号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

議案第28号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）。

議案第29号、平成30年度多度津町一般会計予算。

議案第30号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険予算。

議案第31号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。

議案第32号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道予算。

議案第33号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業予算。

議案第34号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。

審議結果、議案第2号、議案第3号及び議案第22号から議案第34号について、委員、傍聴議員より。

一つ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で別表第2の改正後の2欄と3欄に乳幼児等という字句が2回出て来るが、ひとり親家庭等医療費助成に関する条例と乳幼児等医療費の助成に関する条例で重複するのではないか。

一つ、国保では賦課される均等割があるが、子どものいる家庭では賦課の減免を考えているのか。

一つ、子どものいる世帯の減免は考えていないというのは、子育て世代に逆行しているので減免を是非考えてもらいたい。

一つ、国保税条例の改正により増税世帯が300世帯になるが、滞納の責任はどここの管轄になるのか。また、特定世帯と特定継続世帯で増税となっているが説明してもらいたい。

一つ、ふるさと納税を1億3,000万円減額とあるが、減額の理由を説明してもらいたい。

一つ、特定不妊治療助成費を150万円減額とあるが、申請は何人だったのか。

一つ、人間ドック委託料を230万円減額とあるが、人間ドックの申し込みは一杯で打ち切りになったと聞いており、もっと応募があったのではないか。

一つ、今年から脳ドックも始まったが、状況はどのようになっているのか。

一つ、消防施設費で300万円ほどの減額とあるが、説明をお願いしたい。

一つ、町長報告に掲載する基準はあるのか。総務課関係では議会承認の6,600万円ほどの工事請負契約が掲載されているが、1市2町学校給食センターの契約が掲載されていない。課によってアンバランスがあるのは、是正すべきでないか。

一つ、議会承認を要するような案件とか人事に関するような昨年に条例制定された駅周辺開発整備の検討会の委員についても町長報告に掲載すべきだと思うので、統一してもらいたい。

一つ、川西阿庄線はいつ頃までかかるのか。後どのくらい残っているのか。

一つ、浜街道のトンネルはいつ頃になるのか。

一つ、オリーブ生産拡大推進事業再生利用計画推進事業補助金を501万3,000円減額とあるが、説明してもらいたい。

一つ、元消防署前の町営住宅跡地に防災倉庫を建設すると聞いていたが、現状は更地のままになっているのはなぜか。

一つ、会計規則の一部改正があるが、コンビニ収納の関係で改正するのか。

一つ、町の一般会計の公債費の額について教えてもらいたい。公債費の利子を559万円減額した理由も教えてもらいたい。

一つ、参考資料の堀江サッカー場使用細則では禁止行為が6項目示されており、凧揚げ大会等では火気を使用すると思うが、誰がどのように管理徹底を指導するのか。

一つ、多度津山でイベントを開催していた時には火気を使用する店も出て賑わっていたのに、堀江サッカー場では火気使用禁止となるが、大きなサッカー大会では火気使用を構わないとすることは出来ないのか。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業補助金を409万円減額とあるが、社会資本整備交付金効果促進事業では目標値を定めて達成値を報告しなければならないが、どのような目標値や達成値だったのか。

一つ、水道事業が県下統一になると今まで町と水利組合等が交わした覚書の確認や引渡しはどうなるのか。

一つ、企業団化されて10年間はそれぞれ別の経理で水道事業をしながら水道企業団に引き継いでいくことになっているが、多度津町が運営する経理はどのようなになるのか。

一つ、現在、水道事業会計の借金は約30億円程度あると思うが、どうなるのか。

一つ、区分経理期間中に公債費残高の状況が分かるような補足的な資料の提示はあるのか。

一つ、ふるさと納税は平成29年度予算では補正して1億1,000万円に減額しているが、30年度当初予算では1億7,400万円としている理由を説明してもらいたい。歳入は極力確保可能な金額を予算として計上すべきでないのか。

一つ、三木町のふるさと納税は6万6,000件、10億円で返礼品は300種類と新聞報道があったが、返礼品には墓掃除等もあるということだが、多度津の返礼品の種類はどのくらいあるのか、また、変わったものはあるのか。人気の高い返礼品は何か。

一つ、ふるさと納税の目標額を前年の1.5倍とした設定した根拠は何か。地元産業の奨励という事で返礼品は30%を守りながら多種多様なものを用意してもらいたい。

一つ、土地購入費5,830万円は職員駐車場用地なのか。同じく土地開発公社経営健全化の土地購入費1億800万円はどここの場所になるのか。

一つ、コミュニティ事業助成金948万円はどういうものに使うのか。経営転換

協力金280万円はどういうものか。社会教育総務費の工事請負費750万円は何の工事なのか。

一つ、緊急避難路建設事業、道路新設拡張事業、町道舗装事業、橋梁長寿命化修繕事業、排水路改修、都市計画管理費、地域生活基盤施設等整備事業も社会資本整備総合計画の交付金として提出しているのか。この交付金は自由度が高く創意工夫で対象が多くなると思うが、建設課以外にはなかったのか。

一つ、防災士育成支援事業補助25万円の詳しい説明をお願いしたい。また、多度津町に防災士の資格を取った人は何人いるのか。

一つ、老朽危険空き家除却事業補助金で29年度の実績は何件くらいあるのか。30年度は何件の予定なのか。

一つ、港湾建設費の高潮対策はどこを何年かけて工事するのか。高潮対策が出来ていないところはまだ沢山あるのか。

一つ、外国語指導助手人材派遣事業委託料1,148万9,000円はALTのことだと思うが、ALTは何人いるのか。英語の習熟度はどうなっているのか。

一つ、働き方改革にもなるが、町内の先生の時間外勤務の状況はどうなっているのか。過労の問題はないのか。

一つ、認知症初期集中チームを設置して早期診断・早期対応する支援体制を構築するというのはどういう内容なのか。

一つ、小学校・中学校の不登校は何人いるのか。不登校生徒の将来はどういう状況なのか。不登校となる原因は何か。

一つ、一般質問の答弁で消防職員の女性割合は2名とあったが、採用はいつ頃になるのか。

一つ、前年に比べて一般職の勤勉手当が上がっているのは何か改正があったのか。

一つ、時間外手当は昨年とほぼ変わらないが、業務改善をするのか現状維持なのか。

一つ、南海トラフ地震の発生確率が80%と高い中、四万十市では年9回子ども達が避難訓練をしているが、多度津町の状況はどうなっているのか。

一つ、東日本大震災時には戸籍簿がなくなって混乱したが、多度津町では戸籍の原本やデータを守る対策をとっているのか。

一つ、一昨日に高見島で猪が罠にかかり翌日に猟友会が処理したと聞いたが、今後、鳥獣被害の対策はどういう体制でやっていくのか。

一つ、町としては南海トラフ地震による津波や被害をどのレベルのものを想定しているのか。

一つ、体育施設費の工事費830万円の中には、以前に体育館前面の出入口のド

ア金具部分を修理するようお願いした修理費も含まれるのか。状況を確認しているのか。

一つ、不登校の児童・生徒に対する教育支援センターの活動内容を説明してもらいたい。

一つ、駅周辺開発整備検討会はこれまでに何回開催したのか。今議会には費用弁償等の補正予算の項目がなかったが、支給しないのか。また、費用弁償をする場合は規則の制定が必要ではないか。

一つ、学校給食センターの契約に伴い多度津町が1市2町協議会へ支払う額、直接SPCへ支払う額とSPCから建屋を購入する32年以降の流れについて数字で明記してもらいたい。併せて、費用の支払い区分が明確になっている契約書の写しを提示してもらいたい。また、今回債務負担行為の補正ということで事項の変更があったが、モニタリングの内容を教えてください。

一つ、マイナポータルワンストップサービス接続業務委託とはどんなものなのか。また、合田邸保存・活用事業計画に関する基本調査を具体的に教えてください。

一つ、合田邸は町に寄贈されたのか。

一つ、多度津町本通等の伝統的町並み調査で今後の方向性や計画を教えてください。

一つ、古い町並み保存と空き家対策の兼ね合いはどうか。

一つ、介護保険の介護予防サービス計画で今年度と前年度との違いは何か。介護予防サービスを受けると介護にかかる率が減少すると言われているので、今後もお願いしたい。

一つ、介護サービスを受けている人数はどのくらいいるのか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、行政手続における特定の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については今後も研究させて頂きたい。

一つ、子どものいる世帯の減免は考えていない。今回の国保税改定では、所得割が多くなるような所得の多い家庭以外の子どものいる世帯については減額になる算定である。

一つ、滞納処分は税務課で行っており、町の督促でも納めてもらえない場合は中讃広域の租税債権管理機構に移管されて、搜索・預貯金差し押さえを行っている。また、国保税条例の改正で特定世帯と特定継続世帯で増税となるのは後期高齢者負担金部分が200円増額するということと人数割が増額するためである。

一つ、ふるさと納税は年度当初、前年の2.1倍で進捗していたので2億4,000万円にしたが、その後伸びがなくなったので昨年並みの1億1,000万円に減額し

ようとするものである。

一つ、特定不妊治療助成費は今年度からの事業であり、現在の実績としては女性の不妊治療が8人で12件になっており1回当たり10万円までの助成を行っている。

一つ、人間ドックは今年度650名の定員で、3箇所の医療機関が対象だったが、希望する受診者によって偏りがあり、定員を割る医療機関があったり、年度途中で人間ドック対象者から外れるケースもあり、現時点で584名の受診となったためである。

一つ、脳ドックは今年から始まったが自己負担が2万円にも関わらず、募集初日の10時までに100人の定員が一杯になるほどの応募があり、電話での申し込み受付が出来ないような状況だったので、来年は募集を増そうと考えている。

一つ、更新した消防団第1分団の消防車両の購入残である。

一つ、町長報告に掲載対象の具体的な基準はなく、各課の判断で町長から住民へお知らせするものと認識している。各課によってバラつきがあるのは今後、執行部で検討したい。

一つ、川西阿庄線は国の補助金を活用して継続して進めているが、近年は満額がつかないので遅れ気味であり、要望する補助額がついても完成まで2年位はかかる見込みである。全体で約1kmのうちの500m程度は供用開始しており、残りは浜街道と供用された部分である。

一つ、担当者レベルで聞いているのは浜街道のトンネル掘削が1年後になる見込みであるが、正確なことは聞いていない。

一つ、主にオリーブの新規植栽の本数及び作付面積等が当初予定の半分以下となったことによる補助事業の不用額である。

一つ、町営住宅跡地に公民館も含めたエリア全体で支援物資を受け取って仕分け・配送する防災拠点施設を整備する計画であったが、地元自治会との協議で不調となったので、同じ町営住宅内の別の場所で整備するように計画変更している。

一つ、インターネットを経由するようなふるさと納税の寄付金に対応するための改正である。

一つ、地方債残高は28年度末で117億3,708万3,000円、29年度末で127億1,021万円の見込みとなっている。公債費の利率見直しにより長期債償還利子を559万円減額するもので、償還元金を同額で増額して相殺している。

一つ、堀江サッカー場は多度津山の代替施設と考えており、利用団体が分かりやすい要綱を作成して禁止行為をしないように遵守事項を明記し、利用者にも渡している。サッカー以外のイベント利用については使用細則の例外を

別途定めるよう検討していく。

一つ、今回の凧揚げ会場として使用する堀江には店舗やコンビニが近くにあるので、凧揚げ協会としては迷惑をかけないように実施するとのことであるが、堀江サッカー場の使用に関してはこれから規約・規定を考えていくつもりである。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業は県の事業の中で町が住宅の耐震診断・耐震改修を進めている事業であり、町も補助を受けている関係で町としての評価はしておらず、一般の方が利用する制度なので目標値も達成値も定めていない。

一つ、近々水利組合と協定書の協議をする予定であり、なるべく早い時点で従前と同様の内容で協定書の書き直しをしたいと考えている。

一つ、水道事業会計は独立採算であり、そのまま水道企業団に引き継ぐことになっている。予算については今までどおり様々な支出を積み上げたものを多度津事務所で予算化して企業団として対応し、会計については、10年間は区分経理になる。

一つ、水道事業会計の起債残高は、そのまま水道企業団に引き継がれて処理されることになっている。区分経理期間のうちに起債残高を水道収入の3.5倍までという条件をクリアできるように徐々に減少させる予定である。

一つ、区分経理期間中は水道企業団の議会において、その都度8市8町に状況を説明する決まりになっている。起債残高は約34億円なので均等化するために10年間水道料金を約8%上げさせてもらっているが、予測としては10年後には水道料金は下がると考えている。

一つ、ふるさと納税については、平成29年度は実績を見ながら1億1,000万円に減額したが、30年度は前年度比1.5倍を目指して1億7,400万円計上している。予算額については寄付が想定よりも多かった場合の返礼品の支払いを考慮している。

一つ、多度津の返礼品は16事業者で69品目となっており、今後は墓の掃除も考えていきたい。人気の高いものは金額だとオリーブハマチで、個数だとオリーブオイルの「蒼のダイヤ」である。

一つ、ふるさと納税の予算額を前年の1.5倍としたのは、あくまでも目標としてそこまで頑張りたいという気持から設定したものである。

一つ、土地購入費の5,830万円は職員駐車場としての新庁舎予定地近隣の土地で、1億800万円は土地開発公社経営健全化計画に基づき、シルバー人材センターがあるところの一部の土地を相当分、買い戻す予定としている。

一つ、コミュニティ事業助成は地域のコミュニティを支援するための宝くじの助成で祭の器具の補修等にも充てられており、各地区の団体から5件申請が

上がっているので5件分計上している。経営転換協力金は農地集積支援事業の中の補助金で0.5ha以下で20万円を8戸、0.5haを超え2ha以下で40万円を3戸の農地を出す方に予定している。社会教育総務費の工事請負費は町民会館の楽屋・廊下・スタッフ室のエアコン更新工事を予定している。

一つ、社会資本整備総合交付金事業としては川西阿庄線、橋梁長寿命化修繕事業、民間住宅耐震対策支援事業と都市再生整備事業である。社会資本整備総合交付金はあらゆる事業に活用可能な交付金であると認識しているが、土木費以外の把握は出来ていない。今後は活用が出来るよう総務課の財政担当が各課のリーダーシップをとれるようにしたい。

一つ、防災士の資格を取った方に2万5,000円の補助をしており、10人分の予算化をしているが、前提としていずれかの防災会に所属して活動して頂かなければならないという規定がある。補助を利用して防災士の資格を取った方は3人である。

一つ、老朽危険空き家除却事業の29年度の実績は9件である。30年度は10件を予定している。

一つ、今回の高潮対策は佐柳島で工事は2ヵ年を予定している。高潮対策が出来てないところは佐柳島だけになっている。

一つ、ALTは中学校で1名、小学校で1名だが、30年度は小学校の英語活動が増えるので小学校が2名、中学校が1名の体制になる。小学校の英語は読み書きよりも聞いたり話すことに重点が置かれて楽しむ英語活動になるので、ALTの導入は必須だと思われる。習熟度については小学校の学習が中学校に繋がって継続して英語活動が学べるので効果は上がっている。

一つ、今年度小・中学校で先生の勤務の実態調査をしたところ、一定期間ではあるが平均約2時間程度の時間外勤務になっている。課題になっているのが中学校の部活動の問題であるが、30年度からは休養日を徹底したり、外部の指導員を配置して負担を軽くしていく。

一つ、認知症初期集中チームは認知症の方を早期に発見して対応出来るよう、しおかぜ病院の前田院長の協力を得て町・地域包括支援センターで組織しており、認知症の方の対策のためのケース会議を毎月開催することになっている。

一つ、昨年度の不登校生徒は小学校5人・中学校19人となっているが、年々少なくなって来ている状況である。不登校生徒はほぼ全員が進学している。不登校の要因は様々なものが複合しており、家庭環境が大きい。

一つ、女性を救急救命士枠で募集して採用しているのは県内では2消防本部であるが、他は通常の消防職員として募集している。どの消防本部でも女性の応募がなかったり、少ない状況なので高校等へ採用試験のPRすることも検

討している。

一つ、勤勉手当だけでなく全体的に人件費は上がっている。これは水道広域化で水道企業団へ派遣する職員の人件費が水道会計から一般会計に変更になるためであるが、派遣職員の人件費部分は同額を県が負担することになっている。

一つ、時間外勤務は健康管理にも関連するので、各課で協力しながら時間外手当を減らすよう「ノー残業デー」を設けている。

一つ、小学校では火災・地震・津波の避難訓練を年2回実施しており、3校では幼稚園と合同で行っている。中学校では9月に避難訓練を実施している。自主防災会は17団体のうち14団体が何らかの形で避難訓練を実施しているが、組織の拡充と啓発を行いながら町全体の避難訓練を実施したい。

一つ、住民票は毎日夜間に情報センターとの通信でバックアップをとっている。情報センターではこのバックアップを2週間ごとに市内のサーバで保存している。また、1ヶ月分を県内の他の場所で保存している。戸籍も毎日の更新データを専用装置を使って東日本のある場所へ通信して保存している。

一つ、高見島には昨年から山頂付近2ヶ所に猪の罠を設置し、その後、設置場所を変更したり増設していたが、今回初めて捕獲したのはメスの成獣だったので子どもがいる可能性があるため継続したいと考えている。

一つ、南海トラフ地震による震度は6強、マグニチュード8から8.5で、津波は2.9mを想定しているが、2時間位で変則的な津波となって桜川を逆流して役場は浸水すると思われるので、新庁舎が出来るまでは防災拠点は消防庁舎を考えている。また、大地震が発生した時には共助の体制が必要になるので自主防災組織が出来ていない自治会もあるので、議員各位の助力をお願いしたい。

一つ、体育施設費の工事費830万円は、温水プールのボイラー取替え等の工事費である。体育館出入口のドアの状況は確認したが、開閉に問題はないと考え今回の工事には入っていない。再度確認して必要であれば対応していく。

一つ、教育支援センターは育成センター内にあり、不登校の子ども達が学校復帰できるように支援の先生と自分の思いを話し合ったり、その子どもの状況によって変わるが、勉強・スポーツ・楽器演奏・植栽・お菓子作りなどの活動を行っている。

一つ、駅周辺開発整備等検討会は2回開催しており、3月からは毎週木曜日に小委員会を行っている。3月29日の第3回で報告の取りまとめを予定している。費用弁償等の予算は9月議会で補正しており、規則は8月1日の全員協議会で説明している。

一つ、事業契約に伴う多度津町が1市2町協議会へ支払う額及び直接SPCへ

支払う額についてと契約書の写しについては、日を改めて一括払い・分割払いの割合等が分かる資料として提出したい。モニタリング業務はSPCが実施する建築や運営が、事業契約書や要求水準書と内容が適合しているかや齟齬が生じていないかを確認して、改善措置を含めて1市2町に報告・助言を行う業務である。

一つ、マイナポータルはマイナンバーの関係で個人が自分の情報・データを見に行けるというシステムで、それに接続する業務委託を行うものである。合田邸保存・活用事業計画に関する基本調査業務は、合田邸を今後どういう風に維持していくかを検討するための費用で、1年間で何らかの文化財として指定を受けるかどうかを含めて方向性を決めるための調査である。

一つ、合田邸は20年の長期の賃貸契約をする方向で話を進めている。具体的には町が固定資産税等と同額を支払うという事にしている。

一つ、多度津町本通等の伝統的町並み調査は29年度から2ヶ年かけて文化庁の補助を受けて実施しているもので、伝統的町並み保存地区をどの対象範囲にするか等を含めて歴史的背景を調査してまとめ、将来的には登録して認められれば国の重要伝統的建物群保存地区の指定を受けることを目指している。

一つ、危険空き家は軒が落ちているもので、撤去する場合は町が160万円まで補助する制度があり、空き家活用はそれを活用して地域おこしをするということになる。空き家バンク制度では、改修する費用も補助している。

一つ、介護予防サービスのメニューで内容的に変わっているものはなく、利用者の増加により予算が増額している。介護予防サービス以外の地域支援事業の中で、生き生きサロンのような高齢者が集まれる場所に対する補助も行っている。

一つ、介護保険の認定を受けている人は1,350人位で、そのうちの80%程度がサービスを受けている。2割の人は入院していたり、サービスの利用を受けるに至っていない人である。そのうちの270人が施設を利用し、残りが在宅でサービスを受けている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号、議案第3号及び議案第22号から議案第34号については、採決の結果委員会として。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

村岡議員。

議員 (村岡 清邦)

すみません、報告を閉める前にひとつだけ確認をしたいんですが。

提案のあった付託議案の議案第24号のところをもう一度読んでいただけたらと思います。

議長（志村 忠昭）

そのところね、原稿が間違えていたんで、また後ほど修正しようかなと思っておるんです。

議員（村岡 清邦）

はい。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

議案第22号から議案第34号については、採決の結果委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より3件の報告があった。

以上です。終わります。

議長（志村 忠昭）

この文をちょっと原稿が間違えとって、おたくもいい間違えがあったらしいわ。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

すみません。

それでは訂正がありますので、報告いたします。

議案第24号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算、これを2号と言いましたが、これを3号に直してください。

それと議案第25号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算、これを3号と言いましたが、4号に訂正お願いします。

それと議案第26号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(2号)と言いましたが、3号に訂正お願いします。

以上で終わります。

議長（志村 忠昭）

今のでいいですか、村岡さん。

議員（村岡 清邦）

はい。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3月12日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

平成30年3月12日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報

告します。

審議事項。

議案第1号、多度津町治山事業分担金徴収条例の制定について。

議案第4号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。

議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一改正について。

議案第7号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について。

議案第8号、多度津町営住宅条例の一部改正について。

議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について。

議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正について。

審議結果。

議案第1号及び議案第4号から議案第10号について、委員、傍聴議員より。

一つ、町内で保安林の指定を受けた地域がどの辺りになるのか具体的に教えて欲しい。

一つ、荒廃防止を図るということであるが、白方越えの山道の遍路道は該当するのか。

一つ、多度津町営住宅条例の一部改正の「令第12条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする」とあるが、説明して欲しい。

一つ、心身障害児（者）の通所に係る事業という形で多度津町社会福祉施設設置条例中の目的を達成するために事業が行われるが、その事業はどのようなものか。

それに対して執行部より。

一つ、保安林ではなく山林であり、治山事業で小規模な山地の災害復旧を行うことで、今回は青木の転石地区が該当地区である。

一つ、これは災害復旧で山林の崩れたところが該当となる。

一つ、「令第12条」とは家賃の特例であり、町が住宅を建てそこへ移ってもらう場合、家賃の差額を5年間かけて新しい家賃の金額になるよう徐々に値上げしていくことである。

一つ、現在行われている事業として親子発達教室が、2ヶ月に1回行われており、保健センター2階多目的ホール、和室で定期的に行う予定としている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第4号から議案第10号については、委員会として原案を可決した。

以上で報告終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3月12日に開催されました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、村井保夫君。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会結果報告について。

平成30年3月12日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第11号、多度津町児童館の指定管理者の指定について。

議案第12号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について。

議案第13号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について。

議案第14号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について。

議案第15号、多度津町都市公園の指定管理者の指定について。

議案第16号、多度津町公民館の指定管理者の指定について。

議案第17号、多度津町立明徳図書館の指定管理者の指定について。

議案第18号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について。

議案第19号、多度津町民会館の指定管理者の指定について。

議案第20号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

議案第21号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について。

審議結果。

議案第11号から議案第21号について、委員より。

一つ、児童館の指定管理者として社会福祉協議会は非常に適切であると考えられるが、児童館自体はまだまだ充実できておらず、今後の具体的な計画はどのようなになっているのか。

一つ、早い段階という事で時期が決まらないのはどこに問題があるか。

一つ、小学校の校舎内が難しいというのは理解できるが、プレハブを建てる場所があるのかの議論はいつするのか。

一つ、豊原の児童館の運動場という表現があったが、それはどこになるのか。

一つ、多度津町都市公園内にあるいこいの家の管理を温水プールの指定管理

者がしているようだが、本来は都市公園の指定管理者がするべきではないのか。

それに対して執行部より。

一つ、四箇・豊原地区においては、早い段階で高学年の受け入れができるよう教育課等と連携し、スペースの確保、また支援員の確保に努力し、できるだけ早く具体的な案について計画を立てていく。

一つ、四箇・豊原小学校には余裕教室がない状況なので、運動場部分、あるいは運動場近くの場所にプレハブを建てたらどうか、また四箇地区については幼稚園の校舎部分に場所がないかなど早急に検討していきたい。

一つ、今年中に高学年の利用拡大として、豊原地区は児童館付近の運動場、四箇地区は幼稚園の空き教室もしくは運動場の一角を使ってプレハブを建てるといったことを考えている。

一つ、放課後児童クラブの事業については福祉保健課が主体であるが、学校の中での敷地をどうするかになるので教育長を中心に早く決めていきたい。

一つ、児童館の南側にプレハブがあつて農園もあるが、活動している場所はそのままで、運動場の一角も含め児童館になるべく近いところを教育課の方で考えている。

一つ、いこいの家は都市公園の一角ではあるが、貸し出しの受付に関しては利便性を考え、温水プールといこいの家の開館時間に合わせ行っており、どちらの指定管理者も公益財団法人体育振興事業団である。

以上のような答弁があり、議案第11号から議案第21号について、審議の結果、本連合審査会として原案を可決した。以上。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、多度津町治山事業分担金徴収条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第5、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、多度津町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

今回の条例改正は、第7期平成30年度から平成32年度までの3年間における第1号被保険者(65歳以上)の区分に応じ、保険料の見直しとして住民税額によって決められるものであります。

今回の改定額といたしまして、令38条第1項（1）第1号に掲げる者として、32,400円を35,100円とし2,700円の増額、（2）第2号は、48,600円を52,650円とし4,050円の増額、（3）第3号は、48,600円を52,650円とし4,050円の増額、（4）第4号は、58,320円を63,180円とし4,860円の増額、（5）第5号は、64,800円を70,200円とし5,400円の増額、（6）第6号は、77,760円を84,240円とし6,480円の増額、（7）第7号は、84,240円を91,260円とし8,100円の増額、（8）第8号は、97,200円を105,300円とし8,100円の増額、（9）第9号は、110,160円を119,340円とし9,180円の増額となっており、介護保険法第1条では「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保

持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」と明記されておりますが、夫婦の場合は2人分の保険料を支払わなければならない、無年金や無収入の人であっても、保険料は払わなければならないという問題点があり、本人が払えない場合は世帯主や配偶者が納付することになります。

最近では、年金の引き下げや所得収入の減収などで高齢者の生活は一層苦しくなっている状況の中での今回の大幅値上げにより、負担増となっていますので、従って議案第10号、多度津町介護保険条例の一部改正については反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

他にないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

続けて言おうかと思ったけど、ちょっとここで休憩いたします。

15分ほど休憩いたします。

10時45分に再開いたしますのでお願いいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時46分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

会議に先立ちまして、委員長より先程の件につきまして申し出がありましたので委員長報告に対しての訂正を総務教育常任委員長にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総務教育常任委員会委員長。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

それでは先程行いました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会結果報告についての報告の中で、議案第17号、その中で「明徳会図書館」のところを「明徳図書館」と言いました。

「会」が抜けていましたので訂正をお願いいたします。

それと、執行部の報告の中で、いこいの家は都市公園の一角ではあるが、貸し出しの受付に関しては利便性を考え、温水プールといこいの家の開館時間に合わせ行っており、どちらの指定管理者も公益財団法人、先程は、「体育振興事業団」であると報告をしましたが、「文化体育振興事業団」でありました。

すみませんがそこを訂正よろしくお願いします。

以上で連合審査会の結果報告を終わります。すみませんでした。

議長（志村 忠昭）

以上で、総務教育常任委員長の訂正についてを終わります。

日程第13、議案第11号、多度津町児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第12号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第18、議案第16号、多度津町公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、議案第18号、多度津町立資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第21、議案第19号、多度津町民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第22、議案第20号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第23、議案第21号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第24、議案第22号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第25、議案第23号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第26、議案第24号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第27、議案第25号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第25号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第28、議案第26号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第26号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第29、議案第27号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第27号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第30、議案第28号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第31、議案第29号、平成30年度多度津町一般会計予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は平成30年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第29号、平成30年多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

款1. 議会費での、19. 負担金補助及び交付金の香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費での、1. 社会福祉総務費の人権同和施策事業費399万8,000円、款10. 教育費での、5. 社会教育総務費の人権同和教育事業費213万8,000円の計615万6,000円の予算額であります。

1995年に「国連人権教育の10年」が開始されましたが、政府は2つのすり替えをして「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」1997年を作成しました。

1つは、国連が人権教育、啓発に置き換えたこと、2つ目は、国連がこれらの人々の「人権に特に重点が置かれる」として取り上げた中に同和問題を加え

て「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人」の9課題を人権、教育、啓発の内容としたことです。

「人」を並べている中に「同和問題」を入れたのは、特別措置法が失効すれば、「同和関係者」が存在しなくなるからだと考えるわけであります。

そして「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて、2017年12月16日で満1年が経過しましたが、その間、同法に即応、対応した地方公共団体や各種団体が様々な動きを見せております。

部落問題の解決過程では、幕末にエタ身分の人々の地位向上を目指す闘いがすでに開始されておりましたが、戦前の「一君万民」が重層的に並ぶ絶対主義的天皇制の支配下体制では、部落問題の根本的解決は不可能で解決は戦後に持ち越されました。

戦後は日本国憲法が制定され、不十分ながら民主的諸政策が行われ、1950年代から憲法意識が国民に浸透し始め、部落問題を解決すべき国民的課題とする意識も広がったわけであります。

高度経済成長期から部落住民の貧困と地域住民の間の障壁の除去も正の方向へ大きく変化をし、その要因は地域の社会構造と住民の意識の変化でありました。

その後、わが国の社会的な変動は多々ありましたが、部落問題は今日まで不可逆的に解決に向かって前進しており、部落問題の属性からして当然のことであります。

このような部落問題の解決の過程で重要なのは、それが「部落」の人々と「部落外」の人々が共同して取り組んできたことであり、憲法の文言を借りれば、国民の「自由獲得の努力」であります。

「推進法」はこの観点で欠落しており、後ろ向きなのであります。

「推進法」は第1に部落差別行為や不適切な言動の一切を根絶しなければ解決しないとの捉え方が法の前提となっており、解決過程を全くみようとしない発想であります。

第2に部落差別の定義が一切なされておらず、法律の体をなしていません。

第3に2001年「同和」法律の期限切れに際して、政府が今後調査はマイナスになるので不可能と断定したにもかかわらず、「推進法」には実態調査が盛り込まれています。

できない調査をどうやらせようとするのかよく分からない。

第4に従来の「同和」の法律は全て時限法であったのに、「推進法」は時限を定めず、半永久的に継続しようとしております。

そのことから第5に「推進法」は、かつてのような解決に逆行する動きに悪用されかねない恐れがあります。

デメリットしかない「推進法」の制定は、国民と野党の共闘にくさびを打ち込む働きをしているとしか思われないわけであります。

また、「差別固定化法」を契機とした「同和」意識調査は、新たな差別、偏見を生みかねないのであります。

したがって、議案第29号、平成30年多度津町一般会計予算615万6,000円は、
1. 生活、福祉、教育を支える地域交通政策としての町内循環型コミュニティバスの運行の実現、
2. 地域経済に波及効果のある住宅リフォーム助成制度の実施に使うなど改善すべき点があるので、反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

他にないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第29号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第32、議案第30号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第30号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第33、議案第31号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第31号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第34、議案第32号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第32号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第35、議案第33号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第33号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第36、議案第34号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第34号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第37、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと、認めます。

よって本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全部終了いたしました。

これにて、平成30年第1回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、ご協力ありがとうございました。

すみません、日程第36のところで．．．

言い間違いがありましたので、もう一度会議を再開して訂正したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第36のところで、議案第34号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算のところを、「介護保険事業予算」ということで言いましたけれども、正規は「会計後期高齢者医療予算」でございますので、このところを訂正したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ということで、平成30年第1回定例会を閉会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

長時間にわたってのご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年3月16日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記